

中山支所総合窓口課における公金着服に対するお詫び

中山支所総合窓口課で発生した公金の着服につきましては、先に防災無線により取り急ぎお詫びとご報告をいたしました。改めて町民の皆様にご迷惑とご心配をおかけいたしましたことに、心より深くお詫びを申し上げます。

一昨年に判明したゴミ袋代金の紛失の後、公金の取扱に対する意識の向上、管理体制の強化をはかってきたところですが、今回このような不祥事が発生したことは誠に遺憾に存じます。

今後、再発防止・信頼回復を図るため、外部からの評価、内部の監視強化、職員の意識改革など、徹底した改善策を講じるとともに、町民の皆様への信頼回復に努めるよう職員全員で努力してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

平成23年8月30日

大山町長 **森田増範**

——— 事 件 の 概 要 ———

中山支所総合窓口課で公金の着服が明らかになったきっかけは、8月17日に住民の方から問い合わせがあり、調査したところ住民の方が5月23日に支払われた金額の一部が町の会計に収納されていないことがわかりました。

これを受け、平成23年5月以前のものも含めて中山支所総合窓口課での収納状況を調査したところ、公金の着服が判明し、8月29日に八橋警察署に被害届を提出いたしました。着服した職員は中山総合窓口課において税務関係の収納事務を担当していましたが、平成23年3月から8月にかけて窓口で受け取った固定資産税など総額1,090,987円を着服しておりました。さらにこの事実を隠すため、着服したと思われる一部については補てんされた形跡がありました。着服の解明は、現在警察にお願いしておりますが、着服した金額はすでに弁済され、該当の職員は八橋警察署に出頭いたしました。

——— 職員の懲戒処分について ———

本町では、このたびの公金着服に関し職員の懲戒処分を行いました。

①対象職員及び処分内容

中山支所総合窓口課主事 ……懲戒免職（平成23年8月29日付け）

②処分理由

平成23年3月から8月にかけて住民の方が納入された固定資産税などを着服し、町政に対する信頼を大きく損なう結果を招いたため。

③その他

監督する立場にある職員について、指導監督が不十分であったとして9月7日付けで下記の処分を行いました。また、所属課の職員について嚴重注意を行いました。

課長級の職員……………減給 1/10 1ヶ月

課長補佐級の職員……戒告